

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 23日

埼玉県知事

大野 元裕 殿



提出者

住 所 埼玉県深谷市幡羅町一丁目13番2

氏 名 長谷川香料株式会社 深谷工場

執行役員 工場長 稲垣 正雄

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048-571-5211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	長谷川香料株式会社 深谷工場
事業場の所在地	埼玉県深谷市幡羅町一丁目13番2
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	1693 香料製造業
② 事業の規模	88億円/年 (製品出荷額)
③ 従業員数	318名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	なし
	排出量	247t	0t
① 現状	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	なし
	排出量	250t	0t
	(今後実施する予定の取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程改善 ・ リサイクル率向上 		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	なし	なし	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)				
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	なし	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】		
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	なし	なし	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)				
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	なし	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	なし	なし
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	なし
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

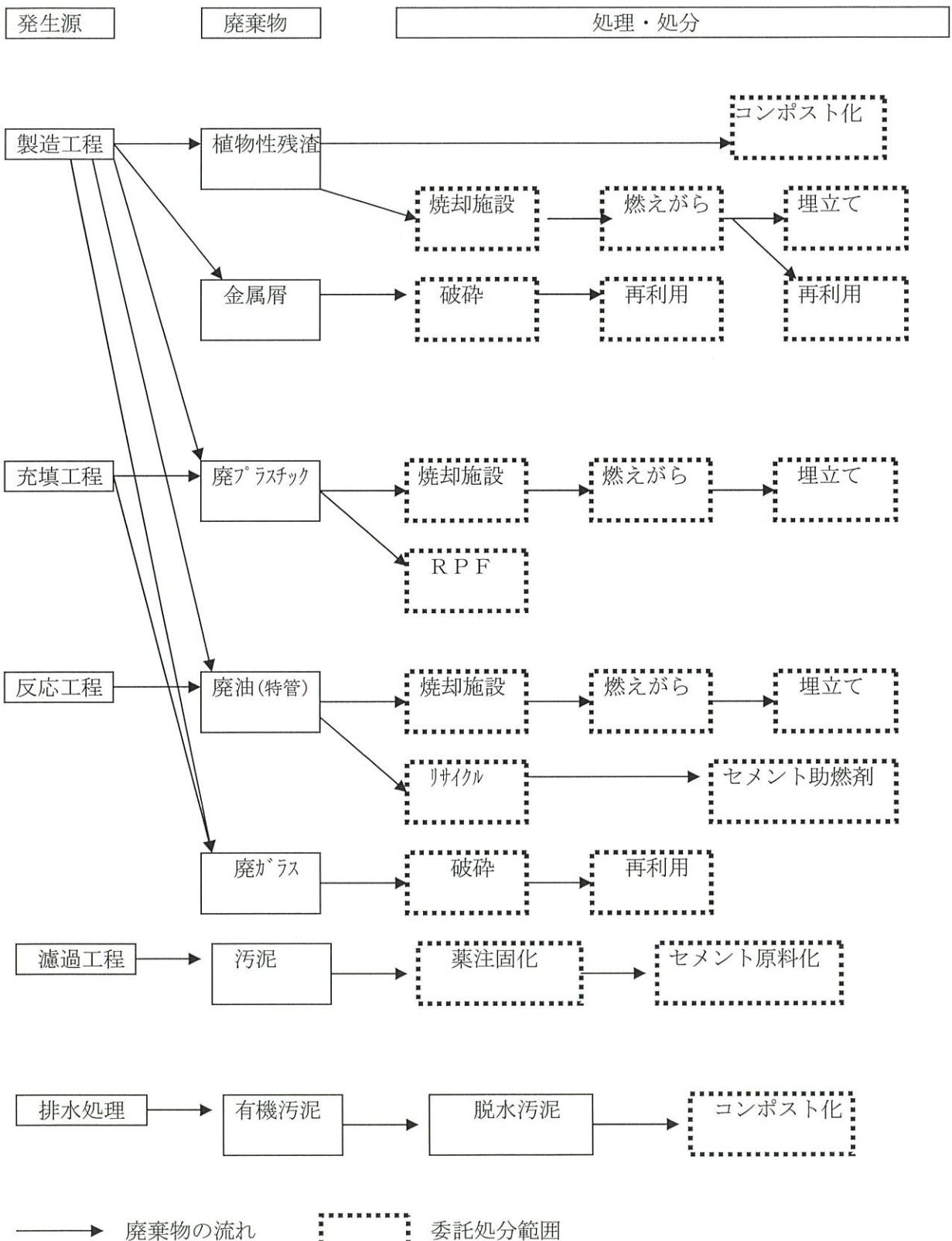
		【前年度（2022年度）実績】	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	なし
	全処理委託量	247t	0t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t
	再生利用業者への処理委託量	124t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	123t	0t

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	なし
	全処理委託量	250t	0t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0t	0t
	再生利用業者への 処理委託量	150t	0t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	100t	0t
	(今後実施する予定の取組)		
	【前年度（2022年度）実績】		
※事務処理欄	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	247t	
	(今後実施する予定の取組) ・ 2020年4月1日より電子マニフェストの実施		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

当該事業所において現に行っている事業に関する事項 (第1面関係別紙)
 ④産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (第2面関係別紙)

(1) 責任者及び管理組織図

1, 統括責任者	長谷川香料株式会社 深谷工場 工場長
2, 廃棄物担当	工務部第2部 深谷保全課 課長 廃棄物担当人数 3名 産業廃棄物処理責任者 工務部第2部 深谷保全課

3, 役割

① 深谷工場 環境安全委員会

環境管理 (ISO14001 関連事項、廃棄物関連を含む) に関する審議
廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理等の推進、計画的な廃棄物の
管理運営を行う上で必要な事項を検討する。(月1回開催)
委員長：深谷工場長 委員：各部署から選任された部課長クラス

② 廃棄物処理統括責任者

環境方針 (廃棄物関連を含む) の策定
環境目的・目標 (廃棄物関連を含む)、その他重要事項の決定、承認
廃棄物管理規定の改廃の承認

③ 工務部第2部 保全課長

廃棄物処理計画の作成
廃棄物管理状況の把握と改善策の検討、実施
産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握
処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
委託契約の締結、監督官庁への各種報告等に関する事項
廃棄物についての社員に対する啓発、教育に関する事項
その他関係する事項

④ 産業廃棄物処理責任者

保全課長の補佐
電子マニフェストの運用、管理

廃棄物管理組織図

